

別添 1

園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付申請に係る確認事項

園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金の申請に当たり、下記の事項について確認しています。

1. 本補助金の交付申請書及び添付書類に記載した内容は、すべて事実と相違ありません。
2. 本補助金の交付要件を満たしており、関係法令及び園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付要綱等を遵守します。
3. 申請内容に虚偽、不正又は重大な誤りがあることが判明した場合は、補助金の交付決定の取消しその他の措置を受けることについて異議を申し立てません。
4. 前項により補助金の交付決定が取り消された場合又は既に補助金の交付を受けている場合は、交付された補助金の全部又は一部について、県の指示に従い速やかに返還します。
5. 県が本補助金に関して行う調査、報告徴収、書類の提出その他必要な確認に協力します。
6. 本補助事業に申請する資材が、国及び県の他の補助金の対象となっていないことを確認しています。